

## **特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて**

毎度、当組合の信用事業をご利用いただきましてありがとうございます。

さて、当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客様を対象に、下記のとおり **J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしました**のでお知らせいたします。

全国的に振り込み詐欺、還付金詐欺などの特殊詐欺が多発する中、昨今は犯罪グループが、A T M 操作に不慣れなご高齢の方を A T M に誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、**お客様の大切な貯金をお守りするための対策** **です**ので、なにとぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

過去 3 年以上、J A 貯金口座でのお取引（A T M 取引、窓口取引を問わない）がない満 7 0 歳以上の個人のお客さま

#### 2. 利用制限について

上記 1. に該当するお客さまは、特殊詐欺からの被害防止のため **J A バンクキャッシュカードを利用した A T M での出金取引及び振替取引（振込含む）** **がご利用いただけなくなります。**

なお、利用制限適用後に引き続き A T M のご利用をご希望のお客さまは窓口へお申し出いただくことにより、利用制限を解除することができます。

また、利用制限適用後であっても、通帳による窓口でのお取引は従来どおりご利用いただけます。

#### 3. 利用制限の開始日

平成 30 年 10 月 31 日（水）

#### 4. その他

対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さま、その他 J A 貯金に関してのご質問等はお取引のある支店窓口までお申し出ください。

以上